

# 審 査 基 準

平成23年1月4日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第10条の2第5項
処 分 の 概 要：認定証の再交付
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法施行規則第1条（認定証再交付申請書の提出）、第28条において準用する第13条（認定証の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先： 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課(係)
問 い 合 わ せ 先： 島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（0852-26-0110 内線 3031）
備 考：